平成２７年（フ）第３６９３号
大阪市西成区南津守３丁目１番77―510号
債務者　劔持　尋子
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３７０７号
大阪市淀川区東三国２丁目10番４―603号
債務者　田所　里穂
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１７４号
奈良県葛城市八川300番地７
債務者　田中　綾美（旧姓増尾）
1　決定年月日時　平成27年９月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第２７０号
相模原市南区大野台１丁目14番11号
債務者　寺澤　美子
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第２９３号
相模原市南区相模台５丁目９番７号　メゾン相模台301
債務者　井田　　恵
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第２９６号
相模原市南区相模大野９丁目13番13号　サンハイツ大野205号室
債務者　山本　早苗
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第３０１号
相模原市南区東大沼４丁目２番７号　セントラルコーポ105
債務者　木村　里香
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第３０３号
相模原市緑区原宿１丁目５番５号　ビューＳｈｉｂｕｙａ　Ｃ102
債務者　伊藤あすか
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第８７８号
埼玉県川口市朝日６丁目23番７号　サンハイムアサヒ303号、旧住所東京都板橋区前野町２丁目12番１号　ＣＲＥＳＣＥＮＴときわ台101
債務者　高橋　　望（旧姓加川）
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第９０９号
埼玉県蓮田市東２丁目５番17号　オークスプラザ蓮田105号、旧住所埼玉県蓮田市大字高虫1321番地１
債務者　貝瀬　秀樹
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第９４０号
埼玉県川口市大字木曽呂124番地の３　ＫハイツＡ102号
債務者　長尾　敏弘
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第３６６号
埼玉県草加市金明町1010番地４　コーポウエタケ２―302号
債務者　星野久美子（旧姓長瀬）
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第３８５号
埼玉県春日部市上蛭田224番地２　当間スカイハイツ303号
債務者　杉　　里美
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第５８６号
千葉県市原市五井2196番地２　タイムフォースクエア101
債務者　関根　英男
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１８６号
高知市一宮中町１丁目14番14号
債務者　森田　良二
1　決定年月日時　平成27年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１８８号
高知市葛島４丁目８番27号
債務者　髙石松千代
1　決定年月日時　平成27年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１８９号
高知市葛島４丁目８番27号
債務者　髙石三伎子
1　決定年月日時　平成27年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
高知地方裁判所破産係